

◎岡山県告示第四百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和七年九月二日

指定した医療機関

岡山県知事 伊原木 隆 太

名称

所在地

指定年月日

アーク訪問看護ステーション中庄店

倉敷市中庄二三五二―一

令和七年九月一日

◎岡山県告示第四百十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和七年九月二日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

楯築診療所

倉敷市中庄三二〇六一五

令和七年九月一日

大高薬局

倉敷市老松町五―五八八―一

令和七年九月一日

株式会社 服部薬局 二宮店

津山市二宮一九六一―一

令和七年九月一日

なでしこ薬局

真庭市中四四八―一

令和七年九月一日

訪問看護ステーション ぶどうの家 天使のおくり

倉敷市船穂町船穂二九〇―一

令和七年九月一日

もの

◎岡山県告示第四百十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和七年九月二日

指定を辞退した医療機関

岡山県知事 伊原 隆 太

名称

所在地

辞退年月日

かわべ薬局

倉敷市真備町川辺一七九七―三

令和七年八月三十一日

◎岡山県告示第四百十七号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和七年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 (八R)―ベンゾイル―N・N―ジエチル―六―メチル―九・十―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキシアミド（通称名一Bz―LSD）及びその塩類
- 2 tert―ブチル―ニ―「ニ―（ジメチルアミノ）エチル」インドール―ル―カ
ルボキシレート（通称名NBoc―DMT、NB―DMT）及びその塩類
- 3 (四S・五S)―五―（四―フルオロフェニル）―四―メチル―四・五―ジヒドロオキサゾール―二―アミン、（四R・五R）―五―（四―フルオロフェニル）―四―メチル―四・五―ジヒドロオキサゾール―二―アミン（通称名四F―四―MAR、四―fluoro―Methyloxamine、四F―MAR、四―FPO）及びそれらの塩類

二 指定の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、令和七年九月三日から施行する。

◎岡山県告示第四百十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和七年九月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

アグリ・エカロー・星

2 所在地

総社市総社三丁目六―五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人アグリ・エカロー

2 主たる事務所の所在地

倉敷市北浜町一番二九―二〇三号

三 指定年月日

令和七年九月一日

四 事業所番号

三三一〇八〇〇三三三

五 サービスの種類

就労継続支援B型

令和7年9月2日 岡山県公報 第12732号

◎岡山県告示第四百十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションなくら

2 所在地

美作市栄町六八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社美作名倉堂

2 主たる事務所の所在地

美作市栄町七一―一

三 廃止年月日

令和七年八月三十一日

四 事業所番号

三三一―五〇〇〇二三

五 サービスの種類

居宅介護

令和7年9月2日 岡山県公報 第12732号

◎岡山県告示第四百二十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

リンクスライヴ笠岡

2 所在地

笠岡市十一番町一一番地四六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社リンクスライヴ

2 主たる事務所の所在地

倉敷市茶屋町二一〇四番地一

三 廃止年月日

令和七年八月三十一日

四 事業所番号

三三一〇五〇〇四〇四

五 サービスの種類

就労継続支援B型

〔三八四〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。

令和七年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
高梁市備中町西山一五一三番二	田	二、一〇一
高梁市備中町西山一五一七番	畑	二、二一六
高梁市備中町西山一五二二番	田	一、〇七八
高梁市備中町西山一五二四番	田	二、七五六

二 申請に係る農地の利用の現況

農地所有者が死亡しており、耕作の事業に従事する者が不在となることが確実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額	補償金の支払の方法
令和七年十一月一日	権利の始期から令和十二年十月三十一日まで	四〇、七五五円	農地を利用する権利の始期までに岡山地方務局高梁支局に供託する。

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等（農地法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。）は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和七年九月十六日（火）

2 提出先

岡山県農林水産部農村振興課

3 記載事項

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- (3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- (4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (5) 意見の趣旨及びその理由
- (6) その他参考となるべき事項

〔三八五〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。

令和七年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

倉敷市浅原一四六番地	所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
		畑	四七九

二 申請に係る農地の利用の現況

農地所有者が死亡しており、耕作の事業に従事する者が不在となることが確実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額	補償金の支払の方法
令和七年十一月一日	権利の始期から令和十二年十月三十一日まで	五、二六五円	農地を利用する権利の始期までに岡山地方務局倉敷支局に供託する。

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等（農地法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。）は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和七年九月十六日（火）

2 提出先

岡山県農林水産部農村振興課

3 記載事項

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- (3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- (4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (5) 意見の趣旨及びその理由
- (6) その他参考となるべき事項

〔三八六〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

令和七年九月二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

令和七年十月二日午後一時三十分から

二 開催場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁三階大会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を令和七年九月五日から同月十九日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課、岡山市都市整備局都市・交通部都市計画課、玉野市建設部都市計画課又は赤磐市建設事業部建設課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

（「一次のとおり」は省略し、その関係図書を令和七年九月五日から同月十九日まで、岡山県土木部都市局都市計画課、岡山市都市整備局都市・交通部都市計画課、玉野市建設部都市計画課及び赤磐市建設事業部建設課において縦覧に供する。）

五 公聴会の開催の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

別紙様式

意見書

令和7年9月2日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注) 「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔三八七〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

令和七年九月二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

令和七年十月一日午後一時三十分から

二 開催場所

倉敷市羽島一〇八三番地 備中県民局会議棟第四会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を令和七年九月五日から同月十九日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課、倉敷市建設局都市計画部都市計画課、総社市建設部都市計画課又は早島町都市整備部建設課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を令和七年九月五日から同月十九日まで、岡山県土木部都市局都市計画課、倉敷市建設局都市計画部都市計画課、総社市建設部都市計画課及び早島町都市整備部建設課において縦覧に供する。）

五 公聴会の開催の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

別紙様式

意見書

令和7年9月2日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注) 「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔三八八〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

令和七年九月二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

令和七年十月十四日午前十時三十分から

二 開催場所

津山市山北六六三番地 津山市役所東庁舎三階E三〇二会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を令和七年九月五日から同月十九日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課、津山市都市建設部都市計画課、鏡野町まちづくり課又は勝央町産業建設部）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

津山広域都市計画整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を令和七年九月五日から同月十九日まで、岡山県土木部都市局都市計画課、津山市都市建設部都市計画課、鏡野町まちづくり課及び勝央町産業建設部において縦覧に供する。）

五 公聴会の開催の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

別紙様式

意見書

令和7年9月2日付けの岡山県公報で公告された津山広域都市計画整備、開発及び保全の方針の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注) 「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔三八九〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

令和七年九月二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

令和七年十月七日午後二時三十分から

二 開催場所

笠岡市笠岡一八六六番地一 中央公民館二階教育委員会会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を令和七年九月五日から同月十九日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は笠岡市建設部都市計画課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

笠岡都市計画整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を令和七年九月五日から同月十九日まで、

岡山県土木部都市局都市計画課及び笠岡市建設部都市計画課において縦覧に供する。）

五 公聴会の開催の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六一七四九二）

別紙様式

意見書

令和7年9月2日付けの岡山県公報で公告された笠岡都市計画整備, 開発及び保全の方針の変更に関する都市計画の案に対し, 次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

意見の要旨及び理由 (別紙)

意見を述べるために要する時間 約 分

(注) 「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔三九〇〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

令和七年九月二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

令和七年十月七日午前十時三十分から

二 開催場所

井原市井原町三一一番地の一 井原市役所四階大会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を令和七年九月五日から同月十九日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は井原市建設経済部都市施設課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

井原都市計画整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を令和七年九月五日から同月十九日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び井原市建設経済部都市施設課において縦覧に供する。）

五 公聴会の開催の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）におおしも公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

別紙様式

意見書

令和7年9月2日付けの岡山県公報で公告された井原都市計画整備, 開発及び保全の方針の変更に関する都市計画の案に対し, 次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

意見の要旨及び理由 (別紙)

意見を述べるために要する時間 約 分

(注) 「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔三九一〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

令和七年九月二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

令和七年十月八日午後二時三十分から

二 開催場所

高梁市松原通二〇四三番地 高梁市役所三階大会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を令和七年九月五日から同月十九日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は高梁市土木部都市整備課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

高梁都市計画整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を令和七年九月五日から同月十九日まで、

岡山県土木部都市局都市計画課及び高梁市土木部都市整備課において縦覧に供する。）

五 公聴会の開催の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

別紙様式

意見書

令和7年9月2日付けの岡山県公報で公告された高梁都市計画整備, 開発及び保全の方針の変更に関する都市計画の案に対し, 次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

意見の要旨及び理由 (別紙)

意見を述べるために要する時間 約 分

(注) 「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔三九二〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

令和七年九月二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

令和七年十月八日午前十時三十分から

二 開催場所

新見市新見三一〇番地三 新見市役所南庁舎三階大会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を令和七年九月五日から同月十九日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は新見市建設部都市整備課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

新見都市計画整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を令和七年九月五日から同月十九日まで、

岡山県土木部都市局都市計画課及び新見市建設部都市整備課において縦覧に供する。）

五 公聴会の開催の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六一七四九二）

別紙様式

意見書

令和7年9月2日付けの岡山県公報で公告された新見都市計画整備, 開発及び保全の方針の変更に関する都市計画の案に対し, 次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

意見の要旨及び理由 (別紙)

意見を述べるために要する時間 約 分

(注) 「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔三九三〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

令和七年九月二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

令和七年十月十日午後二時三十分から

二 開催場所

備前市東片上一二六番地 備前市役所本庁大会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を令和七年九月五日から同月十九日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は備前市建設部都市計画課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

備前都市計画整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を令和七年九月五日から同月十九日まで、

岡山県土木部都市局都市計画課及び備前市建設部都市計画課において縦覧に供する。）

五 公聴会の開催の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六一七四九二）

別紙様式

意見書

令和7年9月2日付けの岡山県公報で公告された備前都市計画整備, 開発及び保全の方針の変更に関する都市計画の案に対し, 次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

意見の要旨及び理由 (別紙)

意見を述べるために要する時間 約 分

(注) 「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔三九四〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

令和七年九月二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

令和七年十月十日午前十時三十分から

二 開催場所

和気郡和気町尺所五五五番地 和気町総合福祉センター大会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を令和七年九月五日から同月十九日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は和気町産業建設部都市建設課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

和気都市計画整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を令和七年九月五日から同月十九日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び和気町産業建設部都市建設課において縦覧に供する。）

五 公聴会の開催の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）におおしも公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

別紙様式

意見書

令和7年9月2日付けの岡山県公報で公告された和気都市計画整備, 開発及び保全の方針の変更に関する都市計画の案に対し, 次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

意見の要旨及び理由 (別紙)

意見を述べるために要する時間 約 分

(注) 「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔三九五〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

令和七年九月二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

令和七年十月十六日午後一時三十分から

二 開催場所

真庭市久世二九二七番地二 真庭市役所二階大会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を令和七年九月五日から同月十九日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は真庭市建設部まちづくり推進課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

真庭都市計画整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を令和七年九月五日から同月十九日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び真庭市建設部まちづくり推進課において縦覧に供する。）

五 公聴会の開催の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）におおしも公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

別紙様式

意見書

令和7年9月2日付けの岡山県公報で公告された真庭都市計画整備, 開発及び保全の方針の変更に関する都市計画の案に対し, 次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

意見の要旨及び理由 (別紙)

意見を述べるために要する時間 約 分

(注) 「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔三九六〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

令和七年九月二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

令和七年十月十六日午後三時三十分から

二 開催場所

真庭市久世二九二七番地二 真庭市役所二階大会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を令和七年九月五日から同月十九日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は真庭市建設部まちづくり推進課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

湯原都市計画整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を令和七年九月五日から同月十九日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び真庭市建設部まちづくり推進課において縦覧に供する。）

五 公聴会の開催の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）におおしも公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

別紙様式

意見書

令和7年9月2日付けの岡山県公報で公告された湯原都市計画整備, 開発及び保全の方針の変更に関する都市計画の案に対し, 次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

意見の要旨及び理由 (別紙)

意見を述べるために要する時間 約 分

(注) 「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔三九七〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

令和七年九月二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

令和七年十月十四日午後二時三十分から

二 開催場所

美作市美来一番地 美作市役所二階中会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を令和七年九月五日から同月十九日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は美作市都市整備部都市住宅課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

美作都市計画整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を令和七年九月五日から同月十九日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び美作市都市整備部都市住宅課において縦覧に供する。）

五 公聴会の開催の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）におおしも公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

別紙様式

意見書

令和7年9月2日付けの岡山県公報で公告された美作都市計画整備, 開発及び保全の方針の変更に関する都市計画の案に対し, 次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

意見の要旨及び理由 (別紙)

意見を述べるために要する時間 約 分

(注) 「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔三九八〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

令和七年九月二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

令和七年十月九日午前十時三十分から

二 開催場所

浅口市鴨方町六条院中三〇五〇番地 浅口市役所三階第一会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を令和七年九月五日から同月十九日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課、浅口市産業建設部まちづくり課又は里庄町まち整備課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

浅口広域都市計画整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を令和七年九月五日から同月十九日まで、岡山県土木部都市局都市計画課、浅口市産業建設部まちづくり課及び里庄町まち整備課において縦覧に供する。）

五 公聴会の開催の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六―二二六―七四九二）

別紙様式

意見書

令和7年9月2日付けの岡山県公報で公告された浅口広域都市計画整備、開発及び保全の方針の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注) 「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔三九九〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

令和七年九月二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

令和七年十月九日午後二時三十分から

二 開催場所

小田郡矢掛町矢掛三〇一八番地 矢掛町役場三階大会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を令和七年九月五日から同月十九日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は矢掛町建設課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

矢掛都市計画整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を令和七年九月五日から同月十九日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び矢掛町建設課において縦覧に供する。）

五 公聴会の開催の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六一七四九二）

別紙様式

意見書

令和7年9月2日付けの岡山県公報で公告された矢掛都市計画整備, 開発及び保全の方針の変更に関する都市計画の案に対し, 次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

意見の要旨及び理由 (別紙)

意見を述べるために要する時間 約 分

(注) 「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔四〇〇〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

令和七年九月二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

令和七年十月十六日午前十時三十分から

二 開催場所

加賀郡吉備中央町吉川四八六〇番地の六 きびプラザ一階第一会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を令和七年九月五日から同月十九日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は吉備中央町吉備高原都市事務所企画課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

吉備高原都市計画整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を令和七年九月五日から同月十九日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び吉備中央町吉備高原都市事務所企画課において縦覧に供する。）

五 公聴会の開催の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六―二二六―七四九二）

別紙様式

意見書

令和7年9月2日付けの岡山県公報で公告された吉備高原都市計画整備、開発及び保全の方針の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注) 「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔四〇一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年九月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市地頭片山字地頭部八二七番一、八二七番三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井尻野一四三番地ニサンフラワーB一〇一

平松 彬真

三 許可年月日及び許可番号

令和七年六月二十日岡山県指令建指第四九号

◎岡山県企業管理規程第六号

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年九月二日

岡山県公営企業管理者 片山 誠 一

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

岡山県企業局職員就業規則（昭和四十二年岡山県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第四項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第十五条の三第四項中「介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（」を削り、「に規定する部分休業」を「の規定による同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業」に、「ある日」を「ある日の介護時間」に、「二時間」を「一日につき二時間」に、「時間」を「時間」に改める。

第十五条の六を第十五条の七とし、第十五条の五を第十五条の六とし、第十五条の四の次に次の一条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第十五条の五 管理者は、職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実の申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- 二 出生時両立支援制度等の申告、請求又は申出（次項第二号において「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 三 申出職員の申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の障害となる事項の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 管理者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 対象職員の仕事と育児の両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - 二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - 三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 管理者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。
- 第六十六条を次のとおり改める。

（部分休業）

第六十六条 管理者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が請求した場合において、公営企業の運営に支障がないと認めるときは、次項から第七項に定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）を承認することができる。

- 2 前項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを管理者に申し出るものとする。
 - 一 一日につき二時間を超えない範囲内
 - 二 一年につき七十七時間三十分を超えない範囲内
- 3 前項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下この条において「第一号部分休業」という。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。
- 4 育児時間又は介護時間を承認されている職員に対する第一号部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間及び介護時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 5 第二項第二号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下この条において「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。
 - 一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
 - 二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数
- 6 第二項の規定による申出をした職員は、特別の事情（配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより部分休業を変更しなければ職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると管理者が認める事情）がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。
- 7 第二項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、第一項の規定による部分休業の請求をすることができる。

第六十七条の次に次の一条を加える。

（部分休業の変更）

第六十七条の二 第六十六条第六項の規定により、職員が申出の内容を変更するときは、変更届（様式第十三号の二）を添えて、前条第一項の部分休業承認請求書を管理者に提出するものとする。

様式第十三号を次のように改める。

令和7年9月2日 岡山県公報 第12732号

様式第13号 (第67条関係)

部分休業承認請求書

請求年月日 年 月 日

殿

請求者	所属課(室)所名	
	職 名	
	職 種	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生 () 歳

次のとおり第1号部分休業の承認を請求します。

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求期間及び時間	期 間	主 な 取 得 時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 () 午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 () 午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 () 午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
3 備考		

※主な取得時間欄に記入している時間以外であっても、岡山県企業局職員就業規則（昭和42年岡山県企業管理規程第1号）第66条に規定する範囲内において取得することができる。

次のとおり第2号部分休業の承認を請求します。

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
3 備考		

(注) ① 第1号部分休業とは岡山県企業局職員就業規則第66条第2項及び第3項に規定する第1号部分休業を、第2号部分休業とは同規則第66条第2項及び第5項に規定する第2号部分休業をいう。

② この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（住民票、医師又は助産師が発行する出生証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）を添付すること（写しでも可）。

③ 該当する□には√印を記入すること。

令和7年9月2日 岡山県公報 第12732号

様式第十三号の次に次の一様式を加える。

令和7年9月2日 岡山県公報 第12732号

様式第13号の2 (第67条の2関係)

変 更 届

届出年月日 年 月 日

殿

届出者	所属課(室)所名	
	職 名	
	職 種	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生 () 歳

以下の事情により、以前に申出を行った部分休業について、内容を変更します。

規則で定める 特別の事情	
-----------------	--

(注) ① 規則で定める特別の事情とは、岡山県企業局職員就業規則(昭和42年岡山県企業管理規程第1号)第66条第6項に規定する事情(配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の以前の申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該職員の子の養育に著しい支障が生じると管理者が認める事情)をいう。

② 部分休業承認請求書に、この変更届を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 管理者は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の第十五条の五第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができ、この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

3 施行日から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の請求をする場合における改正後の第六十六条第二項第二号の規定の適用については、同号中「七十七時間三十分」とあるのは、「三十八時間四十五分」とする。